



山形県木材産業協同組合

〒990-2473 山形市松栄 1-5-41
TEL.023-666-4800 FAX.023-646-8699
URL:http://www.mokusankyo.jp
E-mail:yamawood@mokusankyo.com

目次

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| 1.第48回通常総会開催 | 4.林野庁の情報レポート「モクレポ」 |
| 2.速報!! 国産材転換支援緊急対策事業 | 5.広葉樹木工品等の展示即売会 |
| 3.山形県提供「東京2020オリパラ大会」レガシー材の活用 | 6.県産木材利用センター「役員会」開催 |
| | 7.6月以降の行事予定 |



1 第48回通常総会開催！ 本年度の方針が確定

5月31日(火)に、ホテルメトロポリタン山形にて、感染症対策を十分に徹底した上で、山形森林管理署長様、山形県森林ノミクス推進課長様をはじめ、多数の御来賓のご臨席を賜りながら「山形県木材産業協同組合第48回通常総会」を通常規模で開催することができました。本総会出席者は、組合員139名中、本人出席35名、委任状提出77名、計112名となり組合員の半数以上となりますので、本総会が成立したことをご報告致します。

総会においては、冒頭、松田理事長から

- ①ウッドショックの影響やロシアのウクライナ侵攻による業界を巡る不透明な状況は続いており、正に「木材業界も正念場を迎えている」こと
- ②国や県の重点施策等と連携しながら、全木連普及事業や各種助成事業等を活用して、組合員皆様の販売拡大・経営体質強化につながるよう、様々な提案や支援、普及活動を行っていくため、組合員の皆様のご支援、ご協力をお願いしたいこと
- ③ウッドショックを追い風として、業界が一丸となってコロナ禍を乗り越え、地域木材産業の発展につながるよう最善を果たしていくこと

などの内容で【あいさつ】がありました。

また、1号議案から4号議案までは通常の実業報告並びに事業計画等、5号議案では現状に合わせた組合の運営に関する「定款」の変更、6号議案では役員会の退任に伴う補充について説明し、会員の皆様から審議いただき、原案どおり承認されました。

事業計画においては、「やまがた県産木材利用センター」の業務を全面受託することも説明し、【利用センター】の強みを活かして、これまで以上に川下と連携した効果的な支援策を実施していくことが了承されました。

【役員会の補充について】

【北村山北部ブロック】理事
⇒北村山森林組合「佐藤里美」氏

【庄内田川ブロック】理事
⇒榎出羽木材店「小林修一」氏

【員外役員：専務理事】
⇒現事務局「堀米英明」



(お知らせ) 各協議会(プレカット・JAS・広葉樹)や部会等の開催については、6月中旬以降予定していますので、順次お知らせいたします。

(素材生産部会については6月10日開催で既にご案内していますのでよろしくお願いします)

2 速報!! 国産材転換支援緊急対策事業（一部公募開始）

当該事業は、（一社）全国木材組合連合会（補助事業事務局）が事業（公募）主体となって実施されるものです。

具体的には、品質・性能の確かな木材等への転換を図るため、国産材製品の緊急的な増産を図るための輸送経費等への支援としての「原木・製品の運搬・一時保管緊急支援」と、国産材製品等への転換のための建築物の設計・施工方法の導入・普及への支援を行う「建築用木材の転換促進支援」の2つの事業を実施するものです。

今後のスケジュールについてですが、緊急的な対応が求められているため、まずは「原木・製品の運搬・一時保管緊急支援」のうち運搬にかかる支援について、全木連が直接実施し、5月31日から公募が開始されました。また、「原木・製品の運搬・一時保管緊急支援」のうち一時保管支援や「建築用木材の転換促進支援」につきましては、各都道府県木連を窓口にて実施することで調整が行われています。詳しくは、6月6日（月）～9日（木）に県内4地区で予定されている【各事業等の地域説明会】で説明いたします。

【詳細については】下記ホームページで公募要領、説明資料をご確認願います。

HPアドレス <https://moku-tenkan.jp/>

3 山形県提供「東京2020オリパラ大会」レガシー材の活用

第1号施設完成（今年4月にオープンした「ひがしねこども園」で活用）

【ひがしねこども園】は、省エネ、環境に配慮した施設として、県内公共施設で初となる「ZEBready」の認証を受けた施設となります。

東根市は、ドイツのインゲルハイム・アム・ライン市と交流を続けており、こども園の園庭に、オリンピック木材を活用したパーゴラ（藤棚）を整備し、このパーゴラにドイツの蔦（つた）を植え、ドイツとの交流を市民の記憶に残るレガシーとするものです。

今回は、オリパラレガシー木材を再利用することで市民の記憶に残り、環境に配慮したゼロカーボンシティをアピールするとともに、次世代を担う東根市の子供たちが、自然環境へ興味をもつきっかけになればとの思いがあるとのことです。

※ 木材については、規格（W60×D116×L3,600（mm））×90本を提供しています。

※ ZEB：略称「セブ」：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロを目指した建築物。



山形県では、今年度、東京オリンピック・パラリンピックのレガシー材として1,628本（約45m³）を県関係部局や市町村等に提供し、レガシー材の再利用を進めることで、県産木材の普及啓発を進めることとしております。（今回提供した木材は、県管理の【真室川町の模範林】（環境に配慮した持続可能な森林経営を行う森林として【森林認証】を取得）の木材を利用し、品質の確かな製品（JAS製材品）として、東京2020オリパラ競技大会に提供された木材が、組織委員会から返還されたものです。）

4 林野庁の情報レポート「モクレポ」ぜひご覧ください

昨年10月から林野庁が情報発信している「モクレポ～林産物に関するマンスリーレポート」NO8 (令和4年5月号) が林野庁のHPに掲載されました。

※ 木材需給、木材価格、産業の動向などのデータを集約し毎月定期的に公表

今回5月号のモクレポは【特集記事】となっており、建築物での木材利用の促進に向けた取組や、脱炭素チャレンジなどが掲載されています。



5 広葉樹木工品等の展示即売会!!

「**広葉樹を暮らしに活かす山形の会**」では、川上から川下まで一体となって広葉樹を活用し、広葉樹で山形を元気にする活動を行っています。

具体的には、広葉樹林の調査、伐採状況調査、川中・川下企業と連携した商品開発などで、今回は、5月14日から5月22日までのうち4日間、山形市ぐっと山形催事場で、広葉樹等の木工体験・木工品即売会が開催されたところです。



6 「やまがた県産木材利用センター役員会」開催!!

⇒木産協に「業務全面委託」で機能効率化を!!

5月24(火)に、山形県産業創造支援センターにおいて、令和4年度第1回役員会が開催されました。安部理事長、松田副理事長以下11名が出席し、通常総会の日時、通常総会議案、理事長交代後の利用センターの重要課題等について意見交換が行われました。

本年度の計画では、認証制度の適切な運用のほか、木造建築に関するセミナー開催や建築士会等との連携強化、**特に川中、川下連携による認証材の利用拡大を図る**ことでした承されました。意見交換においては、**今後を担う若手技術者(建築士含む)との連携が県産木材の需要拡大に欠かせない課題**として認識し、利用センターの活動を進めていく必要があるとの意見が出されたところです。(総会当日開催予定の講演会はこちら⇒)

【利用センター関係者及び建築士会関係者限定】

第1回
林材業者と建築関係者が集う
木造建築推進講演会(セミナー)

令和4年 6/22 火 やまがた県産木材利用センター 総会終了後に開催します。

会場/ホテルメトロポリタン山形(霞城の間)
時間/15:45~16:45

〈仮:テーマ〉

これからの「<木>の建築づくり」を考える
-40年にわたるまちづくりの経験と
「小さな林業」-「新ローカルイズム」の提案

● 講師 日本建築士会連合会名誉会長
藤本 昌也 氏
(元日本建築会会長、
現ウッドマイルズフォー
ラム会長)



●利用センター及び建築士会関係者には、直接案内をしております。
●【木産協】の会員の方で、参加を希望される方は、【木産協:事務局長】まで、別添、問い合わせをお願いします

7 6月以降の行事予定!!

日程	行事名	予定出席者
6. 3	山形県森林協会 総会 パレスグランドール	理事長
6. 6 ~9	各種木材産業支援に関する説明会 (住宅、JAS、木堀、経済対策) 県内4地区	専務理事 参事等
6. 7	森林を活かす都市の木造化推進協議会 総会 東京都永田町	理事長
6. 10	木産協素材生産部会 総会 山形ワシントンホテル	専務理事、参事
6. 14	山形県プラカット協会、山形県広葉樹利用拡大協議会 総会 山形市内	理事長、理事等
6. 22	やまがた県産木材利用センター 総会 メトロポリタン山形	理事長、専務等
6. 23	第30回山形県林業まつり事務局会議 村総会議室	専務理事、参事

【特集】木造建築を巡る新たな動き(解説)

【背景】

令和3年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、目的に「**脱炭素社会の実現に資する**」旨が明示されました。改正では、基本方針等の対象が公共建築物から**建築物一般に拡大され**、また、建築物における木材利用を進めていくため、国又は地方公共団体と事業者等が「**建築物木材利用促進協定**」を締結できる仕組みが創設されたところです。

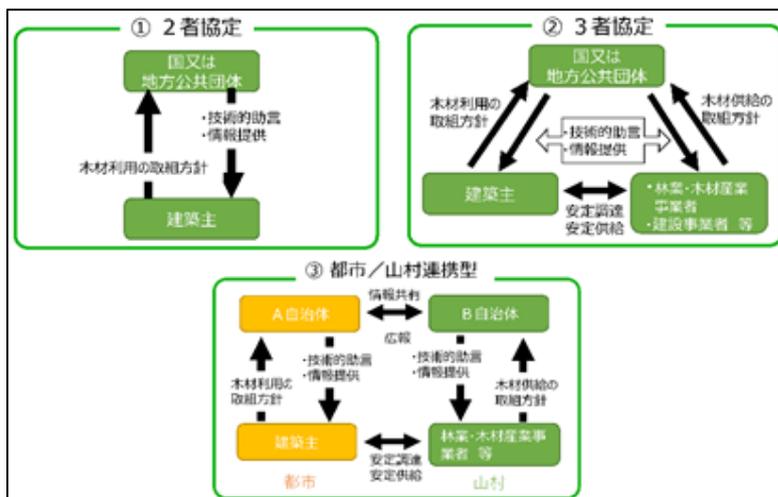
法改正等により、県の定めた方針も「**やまがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針**」として改正し、今後、市町村に対しても改正の働きかけを行うとのことです。

漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」になることから

十月八日を「**木材利用促進の日**」、十月を「**木材利用促進月間**」として法定化

【今後の地域材利用拡大に向けて】

各地域で市町村と連携して、**地域材を利用しやすい環境整備を進めることが重要**となっており、その手段として「**建築物木材利用促進協定**」などの活用が提案されています。



ハンドブックを参考に：地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進

「やまがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」改正点

- 県が整備する公共建築物における木造化の目標を、「低層の公共建築物について原則全て木造化」から⇒「**全ての公共建築物について原則木造化**」に変更。
低層：主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物（高さ13m以下、軒高9m以下で延べ面積3,000㎡以下）

- ・ **県の役割** 自ら率先して公共建築物における木材利用に取り組むほか、**民間建築物における木材利用が促進されるよう**、木造建築物の普及や人材育成などの施策を推進
- ・ **市町村の役割** 木材利用に関する方針を策定（**県と同様に改正**）するとともに、県と連携し県産木材の利用に取り組みやすい体制を整備
- ・ **木材業者の役割** 木材製造業者とその関係者は県産木材の利用を促進する木材供給体制を整備

【**木造化**】技術やコスト面で困難なもの及び機能等の観点から木造化になじまないものを除き木造化を図る。技術開発やコスト面の課題解決状況等を踏まえ、**県内で流通している無垢材を最大限利用する**とともに、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材を積極的に活用

【**内装木質化**】高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に**県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装木質化を実施**。

● ウッド・チェンジ協議会からのお知らせ

「ウッド・チェンジ協議会」から、低層木造建築・中規模木造ビル・内装木質化等に係る各種パンフ・手引き・解説書をまとめたPR版が発行されました。ぜひ活用をお願いします。

～ 都市等の「ウッド・チェンジ」に向けて ～ 店舗・事務所・ビルなど建築物での木材利用のすすめ

建築物の木造化・木質化の事例、木造建築物の標準モデル、メリット等をまとめました。建築物での木材利用は、地球温暖化防止や様々なSDGsに貢献します。皆さんも、建築物での木材利用に取り組みませんか？

低層小規模建築物の木造化※

コンビニや飲食店など、平屋や2階での小規模な店舗の木造モデル設計を提案。木造化の意義や店舗以外の木造建築物事例も多数紹介しています。身近なまちの建築物の木造化の検討に活用ください。



中規模ビルの木造化※

延べ床面積3,000m²程度のオフィス設計をテーマに、3階建てから7階建て、準耐火構造から2時間耐火構造までバラエティに富んだ木造ビルのモデル設計を提案。普及動画もあります。オフィスだけでなく、公共施設、商業施設、ホテル等にも応用いただけます。



高層ビルの木造化

木造の技術面・制度面の発展を受けて、近年、徐々に増えてきた木造の高層ビル事例について、木造としたねらいや効果、技術的な工夫等とともに紹介しています。



内装での木材利用※

建築物の内装に木材を使った様々な事例を紹介するとともに、建物のオーナー等から集めた木質化による効果の声、研究データ等もあわせて、内装に木材を利用することによってどのような効果が期待できるかを用途別に整理しました。木質化にあたっての留意点も掲載。



建設事業者向け木造化手引き※

これまで住宅以外の木造建築物の建設経験がない建設事業者（工務店、事業企画者、設計者等）を対象に、比較的参入しやすい低層小規模建築物の木造化について、企画から施工までの進め方（効率的に実現するための手順や留意点）を整理しました。



各資料は、林野庁HP「ウッド：チェンジ協議会」ページからダウンロードいただけます。

ウッド・チェンジ協議会

検索



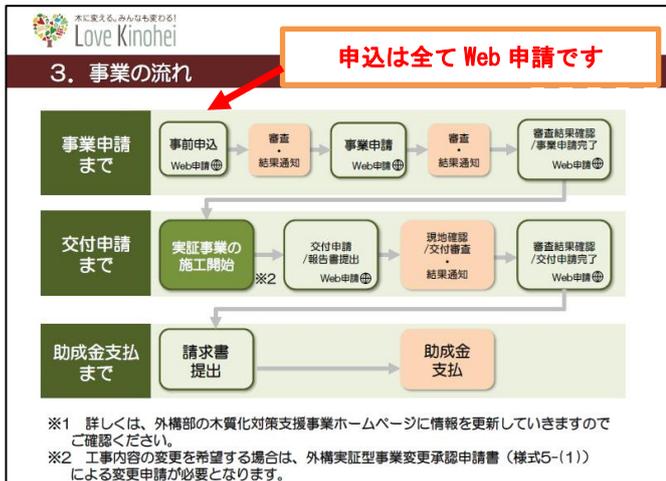
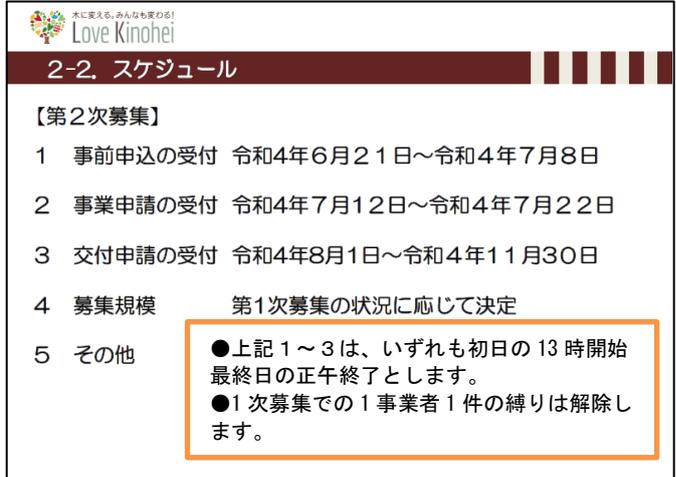
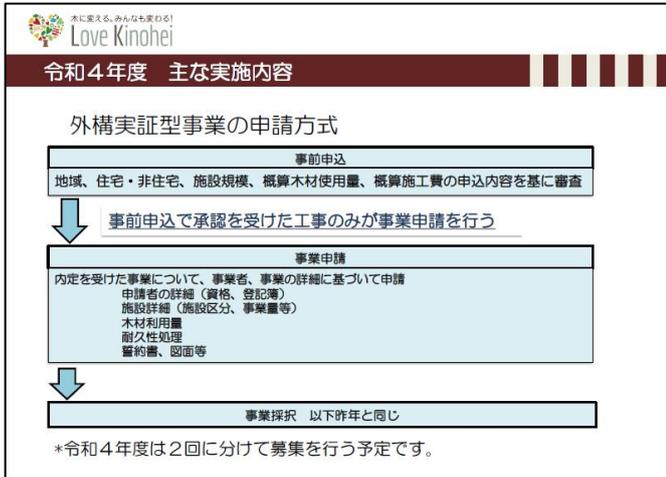
※林野庁補助事業「木材利用に取り組みむ民間企業ネットワークの構築事業」を活用し、（公財）日本住宅・木材技術センターが作成。

● 全木協からののお知らせ 令和4年度「外構部の木質化対策支援事業」公募開始

林野庁補助事業 (全国木材協同組合連合会が事業主体) : 非住宅・住宅の外構部において、屋外で長期間使用することが可能な木堀等の設置に助成する事業です。

【事業構成とスケジュール、助成額】

(1次募集は6月末で締め切りとなっています)



4-5. 事業概要 | 助成金額

本事業における助成金額は、次のとおりです。

助成金額早見表	申請対象の施設の種類の	
	塀	デッキ
クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者がすべての木材を供給する、もしくは登録木材関連事業者が施工する場合 (登録事業者)	延長1mあたり 20,000円 の定額助成 上限 6,000,000円	床面積1㎡あたり 20,000円 の定額助成 上限 6,000,000円
上記の場合以外 (標準)	延長1mあたり 10,000円 の定額助成 上限 3,000,000円	床面積1㎡あたり 10,000円 の定額助成 上限 3,000,000円

※1 実際の整備費が定額助成の算出金額を下回る場合は、実際の整備費を助成額とします
※2 助成金額については、万円未満切り捨てとします

【対象となる物件は!】

- ・ 堀: 木材の使用量が延長 (m) 当り 0.04m³ 以上かつ合計 0.4m³ 以上であること
- ・ デッキ: 木材の使用量が床面積(m²)当り 0.05m³ 以上かつ合計 0.5m³ 以上であること
- ・ 基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができないこと

【助成の条件は!】

- ・ 申請者は、対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等 (建設業法に基づく、「土木工事業」「建築工事業」、「大工工事業」及び「造園工事業」に係る許可を有する者等 (各種資格確認必要))
- ・ 使用する全ての木材はクリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材を使用すること

①地際に接する部材等

: JAS 規格の性能区分 K4 または AQ1 種認証材等

②強度保持必要部材等

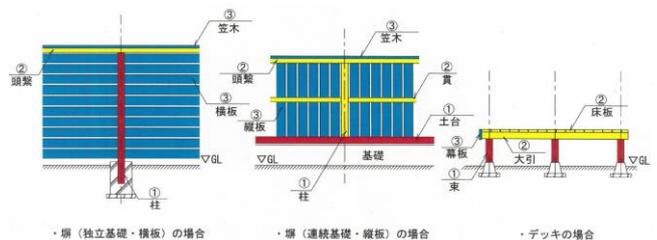
: JAS 規格の性能区分 K3 または AQ2 種認証材等

③強度負荷少ない材等

: 木材保護塗料 (WP: JASS18 M-307 適合品) 等

※その他: 建物と基礎が異なり構造的に自立していることや、建物からの間隔、基礎など制限あり。

※ウッドデッキは標準仕様があり詳細確認必要 (束、大引、根太などの間隔等)



・ 採択前 (施工着手) 不可。国、地方公共団体等の補助事業との併用不可

●全木連からののお知らせ (緊急)

「国産材転換支援緊急対策事業」(P2)のうち原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業(運搬にかかる支援)は、全木連が事業主体となって、**5月31日**から公募が開始されました。緊急対策のため**周知期間が短く**なっています。【事業の実施】で不明な点があれば、全木連に問い合わせをいたしますので、お問い合わせをお願いします。

(事業主体が、全木連のため、申請書は直接「全木連」に提出することになります。)

令和4年度
国産材転換支援緊急対策事業
のうち原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業
(うち運搬に係る支援)

一般社団法人 全国木材組合連合会

1 事業の概要

ウクライナ情勢の悪化により影響を受ける製品を緊急的に増産し流通させるため、原木及び製品の運搬及び一時保管を支援し、我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的として、原木または製品の長距離運搬に必要な経費を支援します。

事業イメージ

Ver.1.0 P.2

3-2 原木のトラック運搬

- 取組対象期間:令和4年4月28日から令和4年7月31日までの取組内容
- 取組内容について、以下をすべて満たすこと
 - ・原木をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(100kmを超える距離)運搬する取組であること
 - ※運搬距離は、最も経済的な道程
 - ・原則、林業経営体等と木材加工業者等が原木の売買を行うこと
 - ・第三者に運搬を委託等していること
 - ・スギの運搬においては、林業経営体等の素材生産量又は木材加工業者等の①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれかが増えていること
- 助成対象経費 運搬、積み込み、積卸し(仕分け・極積み費)
- 助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m³)×1,750円/m³」の低い方
- 助成対象者 原木の運搬等の経費を負担した以下の者
 - ・林業経営体等(林業経営体が組織する団体を含む)
 - ・木材加工業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業)
 - ・林業経営体等から原木の販売の委託等を受けた原木流通事業者等(木材市売市場、木材販売業者、木材センター等)

Ver.1.0 P.5

3-3 製品のトラック運搬

- 取組対象期間:令和4年4月28日から令和4年7月31日までの取組内容
- 取組内容について、以下をすべて満たすこと
 - ・製品をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(300kmを超える距離)運搬する取組であること※運搬距離は、最も経済的な道程
 - ・第三者に運搬を委託等していること
- 対象製品 ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの
- 助成対象経費 運搬、積み込み、積卸し(仕分け・極積み費)に要する経費
- 助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m³)×1,750円/m³」の低い方
- 助成対象者 製品の運搬等の経費を負担した以下の者
 - ・木材加工業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業)
 - ・製品流通事業者等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合社等)

Ver.1.0 P.6

4-1 手続きその① 運搬登録依頼と運搬実施計画 提出書類

【手続きその①】
助成希望者は、登録依頼書・運搬実施計画の受付期間に、以下の提出書類を全木連(一般社団法人全国木材組合連合会)に提出

【提出書類】

- 様式第1号 運搬登録依頼書
- 様式第2号 運搬実施計画
- 様式第3号 誓約書
- 付属資料
 - ・事業者等の概要が分かる資料(会社概要、事業実績、事業計画など)(様式第2号の1関係)
 - ・財務諸表(様式第2号の1関係)
 - ・事業者等の経理管理体制の分かる資料(様式第2号の1関係)
 - ・当該事業が必要となった経緯の参考資料(あれば)(様式第2号の3関係)
 - ※生産・加工・流通に係る増産への要望書の写しや通知メール等の経緯を裏付ける資料
 - ・(原木のトラック運搬の場合)木材取引に係る資料(注文書、協定書、契約書等)(様式第2号の5関係)
 - ・運搬契約に係る資料(運搬契約書等)(様式第2号の5関係)
 - ・(原木流通事業者等が原木のトラック運搬の登録依頼を提出する場合)委託販売等に係る資料(協定書・契約書等)

●その他必要な資料 助成金振込先の銀行口座情報のわかるもの

Ver.1.0 P.8

必ず公募要領をお読みください
詳細はウェブサイトにて

<https://moku-tenkan.jp>

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会 原木・製品の運搬・一時保管支援事業事務局

TEL: 03-6550-8540 (平日10:00~17:30)
FAX: 03-6550-8541

Ver.1.0 P.20

●住宅着工状況(4月期)

令和4年4月期の県内新設住宅着工戸数は314戸となり、対前月比143.3%、対前年同月比69.0%、対前年累計比は89.9%となった。全国的には持ち家は減少傾向で、本県も同様。各地区別の前年比、累計比も減少傾向となっている。木造率は95.5%となった。

1 県内新設住宅着工戸数(令和4年4月)

(単位:戸)

年月	総数	利用関係別				資金別		木造住宅		木造内訳		
		持家	貸家	給与住宅	分譲住宅	民間	その他	戸数	木造率	在来軸組	プレハブ	2×4
22年	4,125	2,533	1,140	40	412	3,777	348	3,319	80.5%	2,479	112	728
23年	4,336	3,001	1,100	8	227	3,903	333	3,615	83.4%	2,778	121	716
24年	4,716	3,086	1,273	61	296	4,468	248	3,917	83.1%	2,940	156	821
25年	5,323	3,543	1,372	21	387	5,136	187	4,515	84.8%	3,453	152	910
26年	4,550	2,529	1,505	83	437	4,335	215	3,797	83.4%	2,752	106	939
27年	5,403	3,076	1,721	15	591	5,338	65	4,575	84.7%	3,138	130	1,307
28年	5,675	3,046	1,930	16	683	5,592	83	4,875	85.9%	3,370	109	1,396
29年	5,516	2,976	1,837	50	653	5,473	43	4,661	84.5%	3,366	98	1,197
30年	6,362	3,160	2,322	25	855	6,039	323	5,015	78.8%	3,367	128	1,520
31年(元年)	5,755	2,776	1,907	27	1,045	5,686	69	4,697	81.6%	3,358	110	1,229
2年	5,005	2,939	1,338	7	721	4,935	70	4,480	89.5%	3,259	87	1,134
4月	455	283	122	0	50	437	18	406	89.2%	337	7	62
R3.1~4	1,419	801	355	2	261	1,326	93	1,186	83.6%	896	22	268
5月	360	280	34	0	46	351	9	330	91.7%	283	4	43
6月	587	307	159	0	121	575	12	467	79.6%	338	8	121
7月	564	305	181	10	68	554	10	469	83.2%	352	6	111
8月	482	272	155	8	47	468	14	349	72.4%	286	5	58
9月	482	266	161	0	55	473	9	374	77.6%	300	7	67
10月	489	244	193	0	52	485	4	405	82.8%	278	6	121
11月	426	262	112	0	52	421	5	384	90.1%	305	4	75
12月	378	215	94	0	69	373	5	349	92.3%	235	8	106
04.1月	310	139	105	0	66	307	3	260	83.9%	180	9	71
2月	432	143	204	1	84	429	3	295	68.3%	184	1	110
3月	219	151	21	2	45	214	5	206	94.1%	161	6	39
4月	314	231	35	1	47	305	9	300	95.5%	248	8	44
対前月比	143.4%	153.0%	166.7%	50.0%	104.4%	142.5%	180.0%	145.6%	-	154.0%	133.3%	112.8%
対前年同月比	69.0%	81.6%	28.7%	-	94.0%	69.8%	50.0%	73.9%	-	73.6%	114.3%	71.0%
03.1~当月計	1,419	801	355	2	261	1,326	93	1,186	83.6%	896	22	268
04.1~当月計	1,275	664	365	4	242	1,255	20	1,061	83.2%	773	24	264
対累計前年比	89.9%	82.9%	102.8%	200.0%	92.7%	94.6%	21.5%	89.5%	-	86.3%	109.1%	98.5%

2 地域別新設住宅着工戸数(令和4年4月)

(単位:戸)

市町村	着工数	累計	前年比	累計比	木造累計
県計	314	1,275	69.0%	89.9%	1,061
山形市	56	453	50.5%	95.4%	319
上山市	26	60	325.0%	157.9%	57
天童市	13	59	68.4%	67.0%	53
山辺町	5	14	83.3%	82.4%	13
中山町	4	10	200.0%	333.3%	9
東南村山	104	596	71.2%	96.0%	451
寒河江市	9	24	18.4%	32.4%	23
河北町	3	6	75.0%	25.0%	5
西川町	1	1	-	-	1
朝日町	1	4	-	400.0%	4
大江町	1	5	100.0%	250.0%	5
西村山	15	40	27.8%	39.6%	38
村山市	10	22	200.0%	183.3%	20
東根市	33	150	106.5%	120.0%	122
尾花沢市	1	2	50.0%	25.0%	2
大石田町	0	2	-	200.0%	1
北村山	44	176	115.8%	120.5%	145
村山地域	163	812	68.5%	93.5%	634
新庄市	10	50	111.1%	151.5%	48
金山町	0	1	-	100.0%	1
最上町	0	0	0.0%	0.0%	0
舟形町	0	0	-	0.0%	0
真室川町	1	1	50.0%	50.0%	1

市町村	着工数	累計	前年比	累計比	木造累計
大蔵村	0	0	-	-	0
鮭川村	2	2	200.0%	200.0%	2
戸沢村	2	3	200.0%	150.0%	3
最上地域	15	57	100.0%	132.6%	55
米沢市	17	56	48.6%	62.2%	54
南陽市	8	22	72.7%	104.8%	21
高畠町	7	18	53.8%	78.3%	17
川西町	3	4	33.3%	28.6%	3
東南置賜	35	100	51.5%	67.6%	95
長井市	15	30	115.4%	107.1%	30
小国町	1	23	50.0%	766.7%	3
白鷹町	1	4	16.7%	44.4%	4
飯豊町	3	4	60.0%	80.0%	4
西置賜	20	61	76.9%	135.6%	41
置賜地域	55	161	58.5%	83.4%	136
鶴岡市	32	104	66.7%	75.4%	99
三川町	1	4	25.0%	50.0%	4
庄内町	7	16	41.2%	55.2%	16
田川	40	124	58.0%	70.9%	119
酒田市	37	111	100.0%	81.6%	108
遊佐町	4	10	200.0%	250.0%	9
飽海	41	121	105.1%	86.4%	117
庄内地域	81	245	75.0%	77.8%	236

注:累計は令和4年1月~